

入札参加資格の見直し

- 入札参加資格は、「競争参加者の資格に関する公示」により、全省庁統一資格として、競争入札への入札参加資格を付与。
- 経営規模等に応じてA～Dにランク付けされ、等級が高いほど規模の大きな調達に参加可能であるが、**設立間もなく実績のないスタートアップは点数が低くなってしまい、低位のランクになりやすく、規模の大きい入札に参加が制限されてしまう。**
- そのため、J-Startup選定企業等の技術力ある中小企業者等には、**A～Dのランクに関わらず、規模の大きな入札にも参加が認められている。**

項目	付与数値(物品の販売・役務の提供・物品の買受)					
	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
①年間平均(生産・販売)高 (前2ヶ年の平均実績高)	65点	60点	55点	50点	45点	40点
	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
	35点	30点	25点	20点	15点	
②自己資本額の合計	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
	15点	12点	9点	6点	3点	
③流動比率	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
	10点	8点	6点	4点		
④営業年数	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満			
	10点	8点	6点			

- 財務状況・営業年数等から点数を算出
(→実績がないスタートアップは点数が低くなる)

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	A	3000万円以上
80点以上 90点未満	B	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

- 【物品の販売、役務の提供等】
- 点数に応じて等級を付与
 - 等級に応じて、入札可能な調達の規模が決まっている

具体的な拡大範囲について

- 「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日、政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）」において入札参加機会を拡大する対象は、下記を想定している。

入札参加機会を拡大する者について

対象（案） 下記の事業者のうち、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者	拡大対象
1 SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先	（存置）
2 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者	その他の主たる官民ファンド（※）の支援対象事業者又は当該支援対象事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者にも拡大 ※ 中小企業基盤整備機構等の、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」の検証対象ファンド
3 グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup）に選定された事業者	J-Startup地域版選定企業にも拡大
4 -	【新規追加】 国立研究開発法人の金銭出資先事業者又は当該出資先事業者（ベンチャーキャピタル等）の出資先事業者
5 -	【新規追加】 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の認定を受けたベンチャーキャピタル等の出資先事業者